

大雨・台風等の危険が予想される場合の措置について

- 1 午前7時現在、和歌山市に暴風警報・大雨警報・洪水警報・津波警報・大津波警報のいずれかが発令されている場合は、自宅待機とする。
住んでいる地域や通学路において上記の警報が発令されている場合も自宅待機とする。ただし、午前7時以降、始業時刻までに警報が出た場合も登校を中止する。すでに登校している生徒は、すみやかに帰宅（または避難）する。
- 2 午前11時より前に和歌山市の警報が解除された場合は、13時よりHRを行い、原則として午後の授業を行う。午前11時現在、和歌山市の警報が発令中の場合は臨時休校とする。
住んでいる地域や通学路において上記の警報が継続して発令されている場合も自宅待機とする。
- 3 警報が解除されても、交通機関や道路状況が危険な場合は、各家庭の判断で登校しないようにする。この場合は、保護者から担任に連絡をし、その状況が妥当と認められた場合は、出席停止扱いとする。
- 4 定期考査期間中、午前7時現在、和歌山市に上記の警報のいずれかが発令されている場合は、臨時休校とする。住んでいる地域や通学路において、上記の警報が発令されている場合は自宅待機とする。原則として臨時休校になった日の考査は、定期考査最終日の翌日（休日の場合はその次の授業日）に実施する。

※上記の件について、学校に電話で問い合わせをしないようにして下さい。
電話が非常に混雑し、対応が困難になります。

◎テレビ和歌山またはNHK総合のデータ放送により、市町村別の「気象情報」を確認してください。

